

様式62

充填設備の技術上の基準に関する説明書

充填設備の使用の本拠の名称			
充填設備の使用の本拠の所在地			
貯蔵能力	kg	貯蔵施設の記号及び番号	

項 目		条 項	対 応 事 項
貯蔵設備の形態		64条1号	☐ 貯蔵設備は容器であること。
耐圧試験		2号	☐ 耐圧試験に合格するものであること。
気密試験		3号	☐ 気密試験に合格するものであること。
肉 厚		4号	☐ 告示で定める肉厚を有すること。
ポンプ等の構造		5号	☐ 軸シール部のない構造のもの。 ☐ 起動及び停止スイッチは、遠隔操作ができるものであること。
発電器の構造		6号	☐ 発電器は火花を発生しない構造であること。
充 填 ホ ー ス		7号	☐ 鋼線編組式ホースであること。
		8号	☐ 安全継手を設けること。
		9号	☐ カップリング用液流出防止装置を設けること。
均 圧 ホ ー ス		10号	☐ 鋼線編組式ホースであること。 ☐ 安全継手を設けること。 ☐ 脱着用のカップリングを設けること。
緊急遮断装置		11号	☐ 緊急遮断装置を設けること。
液封防止措置		12号	☐ 液封による配管又は充填ホース破損を防止する機能を有する構造であること。
液 面 計		13号	☐ 容器には、液面計を設けること。
温 度 計		14号	☐ 容器には、温度計を設けること。
圧 力 計		15号	☐ 圧力計を設けること。
誤発信防止装置		16号	☐ 誤発信防止装置を設けること。
緊急停止スイッチ		17号	☐ 緊急停止スイッチを設けること。
緊急停止・警報		18号	☐ 充填作業中に、異常を検知した場合に、緊急遮断弁の閉止、車両のエンジンの停止、ポンプ又は圧縮機の停止及び発電器を使用しているものにあつては発電器の停止を同時に行う機能を有し、かつ、その場合に警報を発し又は表示する装置を設けること。
使用の本拠の所在地	明示	19号	14-1 ☐ 使用の本拠の所在地が明示されていること。
	警戒標		14-2 ☐ 警戒標が掲げられていること。
	保安距離		14-3 ☐ 必要な保安距離を有すること。
	障壁		14-4 ☐ 保安距離を有しない場合は障壁を設けること。
	滞留しない構造		14-5 ☐ 滞留しない構造であること。

(記載要領)

1. 該当しない欄は抹消すること。
2. 対応事項は、必要によって別紙に説明書を添付すること。
3. 該当する□には✓を付すこと。